

# 第30回 佐用町議会(定例)会議録 (第6日)

平成21年10月6日(火曜日)

出席議員 (21名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	西 岡 正	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	山 田 弘 治
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保 八 郎	書 記	尾 崎 基 彦
説明のため出席 した者の職氏名 (27名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	復興担当理事	山 田 聖 一	教 育 長	勝 山 剛
			消 防 長	加 藤 隆 久
	会 計 課 長	上 谷 正 俊	総務課長兼財政課長	坪 内 頼 男
	まちづくり課長	前 澤 敏 美	災害復興対策室長	長 尾 富 夫
	税 務 課 長	保 井 正 文	住 民 課 長	木 村 佳 都 男
	福 祉 課 長	内 山 導 男	健 康 課 長	新 庄 孝
	農林振興課長	小 林 裕 和	商工観光課長	廣 瀬 秋 好
	地籍調査課長	茅 原 武	建 設 課 長	野 村 正 明
	水 道 課 長	野 村 久 雄	下 水 道 課 長	寺 本 康 二
	生涯学習課長	福 本 美 昭	クリーンセンター所長	谷 口 行 雄
	教育委員会総務課長	福 井 泉	教育委員会教育推進課長	岡 本 正
	上月支所長	達 見 一 夫	南 光 支 所 長	春 名 満
	三日月支所長	田 村 章 憲	天文台公園参事	安 本 泰 二
欠 席 者 (1名)	天文台公園長	黒 田 武 彦		
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

---

### 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 認定第 1 号 平成 20 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 2 . 認定第 2 号 平成 20 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 3 . 認定第 3 号 平成 20 年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 4 . 認定第 4 号 平成 20 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 5 . 認定第 5 号 平成 20 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 6 . 認定第 6 号 平成 20 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 7 . 認定第 7 号 平成 20 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 8 . 認定第 8 号 平成 20 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 9 . 認定第 9 号 平成 20 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 10 . 認定第 10 号 平成 20 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 11 . 認定第 11 号 平成 20 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 12 . 認定第 12 号 平成 20 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 13 . 認定第 13 号 平成 20 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 14 . 認定第 14 号 平成 20 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 15 . 認定第 15 号 平成 20 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 16 . 認定第 16 号 平成 20 年度佐用町水道事業会計決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 17 . 議案第 83 号 佐用町保育園条例の一部を改正する条例について（委員会付託）
- 日程第 18 . 議案第 84 号 佐用町子育て支援センター条例の制定について（委員会付託）
- 日程第 19 . 議案第 85 号 佐用町災害復興計画検討委員会条例の制定について
- 日程第 20 . 議案第 86 号 委託契約の締結について（佐用町特定環境保全公共下水道基幹施設災害復旧工事施工 上月浄化センター・上月雨水ポンプ場・久崎浄化センター）
- 日程第 21 . 議案第 87 号 平成 21 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）の提出について
- 日程第 22 . 議案第 88 号 平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 23 . 閉会中の常任委員会所管事務調査について

---

午前 09 時 30 分 開議

議長（山田弘治君） おはようございます。早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にご苦労  
様でございます。

過日の本会議以来、常任委員会、組合議会等ご出席をいただき、各慎重審議を賜り、ご  
苦労様ございました。

西はりま天文台、黒田公園長から、県立大学講義のための欠席届が出ております。代理  
として、安本参事の出席を認めておりますので、報告をいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
直ちに日程に入ります。

---

- 日程第 1 . 認定第 1 号 平成 20 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員会  
付託）
- 日程第 2 . 認定第 2 号 平成 20 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて（委員会付託）
- 日程第 3 . 認定第 3 号 平成 20 年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて（委員会付託）
- 日程第 4 . 認定第 4 号 平成 20 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて（委員会付託）
- 日程第 5 . 認定第 5 号 平成 20 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて（委員会付託）
- 日程第 6 . 認定第 6 号 平成 20 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について（委  
員会付託）
- 日程第 7 . 認定第 7 号 平成 20 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて（委員会付託）
- 日程第 8 . 認定第 8 号 平成 20 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出  
決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 9 . 認定第 9 号 平成 20 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について（委員会付託）
- 日程第 10 . 認定第 10 号 平成 20 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認  
定について（委員会付託）
- 日程第 11 . 認定第 11 号 平成 20 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて（委員会付託）
- 日程第 12 . 認定第 12 号 平成 20 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて（委員会付託）
- 日程第 13 . 認定第 13 号 平成 20 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて（委員会付託）
- 日程第 14 . 認定第 14 号 平成 20 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて（委員会付託）
- 日程第 15 . 認定第 15 号 平成 20 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて（委員会付託）
- 日程第 16 . 認定第 16 号 平成 20 年度佐用町水道事業会計決算の認定について（委員会付託）

議長（山田弘治君） 日程第 1 ないし日程第 16 を一括議題といたします。これにご異議  
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よってそのように決めます。  
認定第 1 号ないし認定第 16 号については、所管の決算特別委員会に審査を付託して  
おりますので、決算特別委員長の審査報告を求めます。  
決算特別委員会委員長、岡本安夫君。

〔決算特別委員長 岡本安夫君 登壇〕

決算特別委員長（岡本安夫君） おはようございます。  
それでは、平成 20 年度決算特別委員会の審査経過の報告をいたします。  
開催日時、1 日目は、平成 21 年 9 月 9 日午前 9 時半より 11 時 24 分。2 日目は、9 月  
10 日午前 9 時半より 11 時 44 分でした。  
1 日目は、平成 20 年度一般会計歳入歳出の決算認定の審査をしました。  
主な質疑は、財産に関する調書では、土地、建物、基金の運用について。  
歳入では、第 5 款、町税では、不能欠損、税務年表、強制処分、町民税増について。10  
款、地方譲与税から第 35 款、交通安全対策特別交付金では、ゴルフ場利用税の滞納は、  
県から連絡があるか。40 款、分担金及び負担金から 45 款、使用料では、住宅使用料滞納  
と生活保護費からの徴収について。教育使用料の明細について。  
歳出では、10 款、総務費では、住民税の還付問題。企画費では、姫新線の利用促進。15  
款、民生費では、保育園児のクラス数、臨時保育士の正職化について。25 款、農林水産業  
費では、ひまわりの栽培、山林の風倒木の処理。特産品開発と普及センターの連携。土づ  
づくりセンターについて、林道開設の効果についてでした。30 款、商工費では、商工会の  
助成と振興の検証について。  
ここで、質疑が終わりまして、討論では、反対討論は、本会議でとの意思表示があり、  
採決の結果、賛成多数で認定第 1 号、平成 20 年度佐用町一般会計歳入歳出決算は、原案  
どおり認定されました。  
2 日目に、各特別会計の審査を行いました。  
それぞれ主な質疑は、国民健康保険特別会計の歳入では、不能欠損、資格証明書、短期  
証交付。国保税と後期高齢者制度の影響。退職者の確認について。  
歳出では、特定健診、一般療養費、それから参考資料についてでした。  
討論は、反対討論が 1 名あり、採決の結果、賛成多数で、認定第 2 号、平成 20 年度国  
民健康保険特別会計歳入歳出決算は、原案どおり認定されました。  
老人保健特別会計では、歳入の質疑はなし。歳出では、現金給付の、その他の内容につ  
いて。討論は、反対討論が 1 名あり、採決の結果、賛成多数で、認定第 3 号、平成 20 年  
度老人保健特別会計は、原案どおり認定されました。  
後期高齢者医療特別会計の歳入の質疑では、保険料の見直しの影響と減免について、保  
険証の取り上げは、保険基盤安定基金繰入金について。歳出では、患者数の変化について。  
討論は、反対討論が 1 名あり、採決の結果、賛成多数で、認定第 4 号、平成 20 年度後期  
高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、原案どおり認定されました。  
介護保険特別会計の歳入の質疑では、収入未済、介護従事者処遇改善臨時交付金の根拠  
と実態について。歳出では、高額介護サービス、特定入所者、町民税非課税の要介護者。

サービス事業勘定では、歳入歳出ともに質疑はありませんでした。討論では、反対討論の意思表示が1名あり、採決の結果、賛成多数で、認定第5号、平成20年度介護保険特別会計歳入歳出決算は、原案どおり認定されました。

朝霧園特別会計の歳入の質疑では、短期の受入、生活扶助費、事務費減の要因について。歳出では、ありませんでした。討論なし。採決の結果、全員賛成で、認定第6号、平成20年度朝霧園特別会計歳入歳出決算は、原案どおり認定されました。

簡易水道特別会計の歳入の質疑では、不能欠損と借換債について。歳出は、なし。討論もありませんでした。採決の結果、全員賛成で、認定第7号、平成20年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は、原案どおり認定されました。

特定環境保全公共下水道事業特別会計の歳入の質疑では、収入未済について。歳出では、工事請負費で雨水対策と排水計画の検証について。討論は、なし。採決の結果、全員賛成で、認定第8号、平成20年度特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、原案どおり認定されました。

生活排水処理事業特別会計では、歳入の質疑では、収入未済。歳出では、質疑ありませんでした。討論なし。採決の結果、全員賛成で、認定第9号、平成20年度生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算は、原案どおり認定されました。

西はりま天文台特別会計は、質疑なし、討論なし、採決の結果、全員賛成で、認定第10号、平成20年度西はりま天文台特別会計歳入歳出決算は、原案どおり認定されました。

笹ヶ丘特別会計の歳入の質疑では、経営改善策について。歳出では、ありませんでした。討論なし、採決の結果、全員賛成で、認定第11号、平成20年度笹ヶ丘特別会計歳入歳出決算は、原案どおり認定されました。

歯科保健特別会計の歳入の質疑では、外来収入減額。一般会計からの繰入について。センターの交付税算入と歯科センターのあり方について。歳出では、診療収入と歳出のバランスについて。医師法の抵触問題は。医師の確保、会計上の一般会計の負担。歯科センターの利用実態と成果についてでした。討論はなし。採決の結果、全員賛成で、認定第12号、平成20年度歯科保健特別会計歳入歳出決算は、原案どおり認定されました。

宅地造成事業特別会計は、質疑・討論ともになし。採決の結果、全員賛成で、認定第13号、宅地造成事業特別会計歳入歳出決算は、原案どおり認定されました。

石井財産区特別会計は、質疑、討論ともになし。採決の結果、全員賛成で、認定第14号、平成20年度石井財産区特別会計歳入歳出決算は、原案どおり認定されました。

農業共済事業特別会計の収入の質疑では、1頭当たりの保険金。支出では、ありませんでした。討論なし。採決の結果、全員賛成で、認定第15号、平成20年度農業共済事業特別会計は、原案どおり認定されました。

水道事業会計は、質疑、討論ともになし。採決の結果、全員賛成で、認定第16号、平成20年度、水道事業会計決算は、原案どおり認定されました。

以上のとおり、16会計は、全て認定されました。

災害後、1月余りという、本当にこう忙しい中でした。申し合わせのとおり、非常に短い、時間の制約のある中の審議でしたが、進行に協力していただきまして、ありがとうございました。

当局の答弁等詳細は、事務局に議事録がありますので、読んでいただければと思います。

以上で、平成20年度決算特別委員会の委員長報告を終わります。

議長（山田弘治君） 決算特別委員会委員長の審査報告は終わりました。

それでは、認定第1号から順次、委員長報告に対しての質疑及び討論・採決を続けて行いますのでよろしく願いをいたします。

まず認定第1号、平成20年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君）　これで本案に対する質疑を終結いたします。  
これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

〔平岡君　挙手〕

議長（山田弘治君）　平岡議員。

18番（平岡きぬ糸君）　平成20年度、佐用町一般会計決算認定に反対の立場から討論を行います。

まず、基本的な問題として、町長の政治姿勢です。

その1つに、20年度一般会計5号補正、平成21年3月議会で、住民合意の取れていない給食センター建設費を予算化し、建設に向け強行しています。

2つ目に、流域住民の意見を聞かずに、住民無視で進めた、産廃処理施設才金ファーム進出計画は、公害防止協定の締結は、凍結すると言明せざるを得ませんでした。

3点目に、従来から指摘していた、不公正な入札制度の温存にあります。平成20年1月19日に、町職員が、水道事業を巡る収賄容疑で、逮捕起訴された汚職事件の逮捕容疑は、合併後の随意契約であり、財務規則で2社以上に見積もりをさせることを厳守して来なかった、町長の政治責任は重大です。落札率95パーセント以上、1位不動の原則である異常な実態の改革と、職員倫理条例の制定など、再発防止策は、引き続き必要です。

次に、国、県への悪政への追従姿勢です。その1つに兵庫県は、佐用土木事務所や健康福祉事務所、農業改良普及センターの廃止、縮小する行革プランを発表し、特に、災害時の対応が迅速に行われるよう、町との連絡調整が図られている佐用土木事務所の縮小は、町民生活の安全上重大な問題がある。過疎地、佐用町の県出先機関の廃止を認めるなど、存続を強く求める意見書を、平成20年9月議会に提案し、指摘しましたが、平成21年4月から実施されています。

その2つ、政府は、生活保護の削減、後期高齢者医療などの医療改悪、児童扶養手当の削減、年金保険料の引き上げ、障害者への応益負担の導入など、社会保障の削減や雇用の不安定化などを通じて、国民を徹底的に傷めつけ内需の家計を冷え込ませ、地域経済を疲弊させました。その一方、大企業、大金持ちへの優遇税制は、引き続いて強化し、軍事費は、全く聖域として、貧困と格差を拡大させて来ました。こうした、悪政への追従ではなく、町民を守る立場に立つべきです。

大きな2つ目の歳入から言います。町税については、町税滞納の差押え処分は、町民の生活実態にあった、丁寧な対応を第一にして、債権保全を目標にすべきですが、20年度末で、244件の差押えが行われているという報告がありました。一方、上月ゴルフ場の固定資産税滞納金2億4,000万円、本税は、1億6,000万円ですが、これについて、県は、滞納金の免除はしないとしている中、町は、全額回収せず、延滞金8,000万円を免除し、徴収の権利を放棄したことは問題です。公共施設の使用料については、4月から、これまで無料のサークル活動の人達が有料となりました。文化、スポーツの発展のためにも、町民が、公共施設を使用する場合の利用料は、利用しやすいよう、減免規定の見直しを求めます。基金の活用について、議会に事前に報告もなく財政調整基金から3億円を仕組み債と

いう金融先物商品に投資している事実が判明しました。30年間もの長期間活用できない状態にし、途中還元すれば、損失として7,600万円に上る、上がると評価損が出ている事実が、一般質問の中で明らかにされています。町民に活用できない基金の運用した責任は、重大です。この投資について、3億円は、基金全体の3パーセントほど。30年後には、元本は保証されると答弁されるなど、反省の態度が見られていません。専門家は、30年後の3億円の価値は、現在の半値以下、長期的な元本保証は無意味になると指摘されているところですが。

次に、歳出の点ですが、支所機能の充実という合併当初の方針を堅持すべきです。町民の声は、支所に権限を持たせ、現地解決をして欲しいというものです。支所の土日祝日の日直廃止し、本庁は1人から2人体制にする方針が明らかにされました。実施は、21年7月からです。行われています。外出支援サービス事業は、運転手の雇用条件の改善など、高齢者の送迎であるだけに、丁寧な業務の保証が大切で、毎日運行と、利用料軽減の町民の声に応えるべきです。また、75歳以上を対象にした、後期高齢者医療制度は、お年寄りに肩身の狭い思いをさせ、病院にかかりにくくする問題だらけの制度です。国に中止撤回を求めていくべきです。国は、平成20年6月に参議院本会議で廃止法案を可決しています。保育所の時間外保育の充実を図るべきです。また、保育士は、臨時対応でなく、正職員で採用するべきです。学童保育は、全小学校区で実施に取り組むべきです。特定健診は、これまで、町ぐるみ健診に比べ、健診内容がお粗末であり、申し込みが遅れて受けられなかったという町民からの苦情の声が聞かれるなど、きめ細かく安心できる健診事業へ改善を求めるところです。早期発見、早期治療の役割を後退させないようにするべきです。ごみの減量化について、減量化を進め、にしはりま環境事務組合で計画している大型処理施設の見直しを図るべきです。ガス化溶融炉からストーカ炉への変更が明らかにされたところですが、その点を指摘しておきます。また、本町にあった、小規模農家への支援を求めます。食料自給率の向上を真剣に目指し、安心して農業に励める農政への転換が求められます。学校給食に事故米製品が使われていたことが判明しました。安全な食材確保で、学校給食の実施と、佐用の特産品づくりなど地域性をいかし、地産地消に努めるべきです。旧町毎に取り組んできた町営住宅整備計画を新町で明示すべきです。河川清掃は、町の責任で行うよう求めていくべきです。ああ、県の責任で行うよう求めていくべきです。非常消防などの整備充実に努めるべきです。播磨科学公園都市消防業務、特に緊急業務の範囲拡大を図るべきです。学校給食センターの新設は、事後承諾で強行せず、まず住民合意を取るために、再検討を求めます。

以上、町の振興、福祉に不十分な予算執行であることを指摘し、反対討論とします。

議長（山田弘治君） 次は、賛成討論の方はありますか。

〔矢内君 挙手〕

議長（山田弘治君） 矢内作夫議員。

14番（矢内作夫君） 平成20年度一般会計決算に賛成の討論をいたします。

平成20年3月10日、11日両日に亘り予算特別委員会の中で集中審議をし、同25日、最終的に賛成討論する中で、同年度予算案に賛成をいたしました。その後、平成21年3月31日提出の専決補正第6号まで6回の補正が組まれたわけではありますが、その度に、しっかりと説明を聞く中で賛成をして参りました。その予算をしっかりと執行してきた結果が、今日の決算であります。全く反対する理由はありません。賛成といたします。

以上であります。

議長（山田弘治君） 他に、討論はありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次議員。

4番（岡本義次君） 賛成討論をいたします。

水道事業の汚職につきましても、佐用が合併してからですね、庵造町長がしっかりした、内容を把握したことで、彼が、いわゆる業者から贈っていた金のことが発覚したわけでございます。ですから、これらについては、私も、上月の議員として、申し訳ないこととございますけれど、先輩の7期出た方、10期出た方でも分からなかったということとございましてですね、やはり、今の合併しなかったら、まだ、これが続いているんじゃないかと思っております。

それから、才金ファームのことについてもですね、やはり、バイオで発酵するという中でですね、誰かが、そういう、川がうんこだらけになって、蛭が死ぬ、魚が死ぬ、大酒の飲み水が飲めなくなるというようなことを言ったがためにですね、大変、皆、住民が混乱したわけでございます。

それから、滞納のことにつきましてもですね、やはり、私は、上月が合併した時に、一番、多くの滞納金がありました。ですから、これらも、私達が、上月の議員として、誠に恥ずかしいこととございますけれど、佐用町の庵造町長は、行って調べて困った人があれば助けてやってあげてください。そして、毎月収入がある人は、ちゃんともらって、大きなお家、立派な車に乗ってる人は、遠慮せずにもらって来てくださいと言って、上谷税務課長が、法に則って、しっかり頑張った結果、1年後に町民税、99.3パーセント、国保92パーセントという兵庫県下で一番になるという、こういう立派な成績を上谷課長は挙げられたわけとございます。ですから、ゴルフ場の滞納とか、そういうことについても、上月の前町長が、全然手をつけずにですね、こういうふうなことになることを引き継いだ結果、庵造町長を責めるばかりではなかったかと思っております。

それから、今の3億円のことにつきましても、皆さん、もっと勉強してもらったら、ペイオフという金融の改悪、改正になりまして、1銀行ですね、1,000万しか払い戻しがきかないと。大きな銀行でも潰れておるような、こういうご時世でございます。ですから、国やら県の、そういう指導もあって、そういう3億円は、そういう金で使ったわけとございますけれど、これは、決して間違っていないと思います。

それと、給食センターのことにつきましても、私は、これは、ちょっと、どう言うんですか、教育長とか、教育総務課長がですね、もうちょっとフォローが足らなかったと。いわゆる、事後承諾という格好じゃなくって、もっとPTAの、そういう、できるできんは、別として、皆さんの要望を、ちゃんと聞いてですね、持って行くべきであったと。そして、どういう、そういう話の事柄の、どう言うんですかね、PTAとか、そういう親の、父兄関係に、ちゃんと聞かないことによって、不満が、お怒りになってですね、そういうことで、当局が、勝手に決めてしまったというような言い方しております。ですから、こちら辺については、もうちょっと勉強する余地があると思います。それで、このことにつきましてはですね、河川の清掃についてもですね、そういう、いろいろなことを、今、共産党の方は、反対されましたけれど、町長が、打ち出の小づち持って小判がザクザク出るように金があるのであれば、何でもできますが、そういうことで、決まった予算の中で、われ

われは、予算を承認して来たわけでございますので、これについて、反対とすることなく、賛成討論といたします。

議長（山田弘治君） 他に、討論はありませんか。これで本案についての討論を終結をいたします。

これより、認定第1号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第1号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、多数であります。よって、認定第1号、平成20年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり、認定をされました。

続いて認定第2号、平成20年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方はありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田議員。

5番（笹田鈴香君） 5番、日本共産党の笹田鈴香でございます。

私は、認定第2号、平成20年度佐用町国民健康保険特別会計決算に反対の討論をいたします。

今、本当に、異常に高い保険税が住民を苦しめ、佐用町の国保の滞納世帯が161件、その中で、資格証の発行が28件と言われております。命にもつながる保険証の取り上げは、絶対にやめるべきです。また、4月から75歳という年齢で差別する後期高齢者医療制度が始まりました。これは、月額1万5,000円以上の年金受給者の年金から、保険料を天引きする高齢者いじめの制度です。65歳以上の高齢者からも年金から保険料の天引きを始めました。町ぐるみ健診も40歳から70歳を対象にした特定健診に変わりました。他の保険者との連携がうまくいかなかったため、佐用町民でありながら、受けたくても受けられなかったという人もあります。また、町ぐるみ健診では、貧血とか心電図、眼底検査などの検診もありましたが、それが特定健診になってから、なくなってしまいました。やはり、町独自で負担をしても実施すべきものだと思います。この度、自民、公明の政治は、終わりました。今まで、これらの政権が国民いじめをして来ましたが、この国追従のやり方に反対をして、討論を終わります。

議長（山田弘治君） はい、次、賛成討論の方は、ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

〔新田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次議員。ちょっと、ほなら、新田議員。

〔山本君「指名したら指名したんや。議長が指名したんだろ。もう、岡本義次議員言うて。もう指名したんやで、指名したんや」と呼ぶ〕

議長（山田弘治君） ほな、義次議員。岡本義次君。

4番（岡本義次君） それでは、賛成討論をいたします。

国追従のですね、そういう皆さんが、ご存知のように、日本も段々と高齢化、いわゆる若者が少なくてですね、高齢化率、佐用も30パーセントを超えてですね、そういう状態になっております。ですから、われわれは、予算で認めたことでもあり、共産党の言うようにですね、反対し、認めなく否決するようなことであればですね、この制度が成り立たなくなり、他の国の場合を見てもですね、高額な医療費を払ってですね、一般国民が、本当に困っているような状態でございます。ですから、こういうようなことにはならないと思います。ですから、やはり佐用は、いわゆる国のことを、反対に、国が右へ行けいのに、左へ行きよったら、全然、そういうことが成り立ちません。よって、私は、賛成討論といたします。

議長（山田弘治君） 次、反対討論の方ありますか。次、賛成討論の方ありませんか。

〔新田君 挙手〕

議長（山田弘治君） 新田議員。

2番（新田俊一君） 今、山本、ああごめんなさい。岡本議員からも、発言がありました。が、笹田議員から、とうとうといろんな理屈を述べられたわけなんですけれども、国民保険としても、先ほど、誰かがおっしゃってあったとおり打ち出の小づちがあるわけでもないし、あれもただにして、これも安くせいや、これも安くせいやというようなことでは、当然、会計がやっていけないと、そういうふうに考えます。そして既に、もう予算が可決されて、それを執行されているような状況の中で、今、ここでこれを反対して、全部、それを止めてしまうというようなことは非常にこう、町民に対して混乱をさせ、大変なことになるのではないかと思います。

非常にまあ、国民保険は、大切なことでございますので、町民にとっては、大変大事なものです。だから、ここの本会で、反対する意味もございません。適正に処理されていると思いますので、賛成し、賛成討論といたします。以上です。

議長（山田弘治君） 他に、討論はありませんか。

これで本案についての討論を終結をいたします。

これより、認定第2号を、採決をします。この採決は、挙手によって行います。

認定第2号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、多数であります。よって、認定第2号、平成20年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり、認定をされました。続いて認定第3号、平成20年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） これで本案に対する質疑を終結をいたします。これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方はありますか。

〔吉井君 挙手〕

議長（山田弘治君） 吉井秀美議員。

20番（吉井秀美君） 20番、吉井です。認定第3号、平成20年度佐用町老人保健特別会計決算に反対の討論を行います。

老人保健制度は、廃止になりましたので、本会計は、清算のものです。老人保健制度自体に反対の立場で討論をします。

老人の医療制度は、岩手県沢内村が、1960年、65歳以上の老人の医療費を無料化したことが端緒となって全国の革新自治体に、その制度が広がり、ついに政府を動かし、1973年1月1日から国の制度として70歳以上の老人の医療費無料化制度が実施されました。しかし、82年8月、鈴木内閣は、老人医療を有料制に逆戻りさせる老人保健法を強行成立させ、10年続いた老人の医療費の無料制度は廃止されました。その後、定額負担から1割負担へ、所得により2割負担の導入。その上、入院時の食費負担、病室の大幅値上げ、など何度も改悪を重ねてきました。この医療制度は高齢者いじめの制度であることから反対をします。

議長（山田弘治君） 次に、賛成討論の方は、ありますか。

〔松尾君 挙手〕

議長（山田弘治君） 松尾議員。

7番（松尾文雄君） 認定第3号、平成20年度老人保健特別会計歳入歳出決算に、決算認定について賛成します。

本会計は、平成20年度から始まった後期高齢者医療制度に引き継ぐものであります。この老人保健会計は、実質的に、歳入歳出とも平成20年3月までの旧老人保健医療診療分など高齢者医療に関する医療費の清算分であります。本会計は、制度に基づき適正に執行されていますので、認定第3号、平成20年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算認定に賛成し、賛成討論とします。

議長（山田弘治君） 他に、討論はありませんか。

これで、本案についての討論を終結をいたします。

これより、認定第3号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第3号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、多数であります。よって、認定第3号、平成20年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり、認定をされました。

続いて認定第4号、平成20年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） ないようですから、これで本案に対する質疑を終結をいたします。これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方はありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） 金谷議員。

6番（金谷英志君） 認定第4号、平成20年度佐用町後期高齢者医療特別会計認定の反対討論を行います。

後期高齢者医療制度では、75歳以上を、全部ひとくくりに、後期高齢者として、老化に伴う生理的機能の低下により治療の長期化、複数疾患への罹患、特に慢性疾患が見られ、多くの高齢者に症状の軽重は別として、認知症の問題が見られ、いずれ避けることのできない死を迎えるものと定義しています。その目的では、老人保健法にあった老後における健康の保持がなくなり、医療費適正化イコール医療費削減だけが盛り込まれました。つまり、治療が長期化し、多くは、認知症があり、やがて死ぬ、そんな後期高齢者にお金を掛けても無駄だということに他なりません。だから、こそ、猛反発を受け、制度はまともに実施できませんでした。

保険料徴収猶予と軽減、天引き見直し、終末期診療報酬の凍結。高齢者の受診をかかりつけ医に限定しようとした外来の診療報酬も医療機関にそっぽを向かれ1割しか使われませんでしたし。町の事務処理においても多大な混乱が生じました。このような破たんは明らかかな制度にもかかわらず、町長は、広域連合議会において、なんら問題点を指摘せず、政府方針に追従するばかりでありました。

持続可能な医療制度をするためには、減らし続けた国庫負担を元に戻して、国保、政管健保、老人医療を立て直す。大企業の保険料負担への責任を守らせる。高薬価、高額医療機器を是正する。病気の早期発見、早期治療を進めることなどの抜本的改革によって、なされるものであることを申し上げて、反対討論といたします。

議長（山田弘治君） 次、賛成討論の方はありますか。

〔松尾君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、松尾議員。

7番（松尾文雄君） 認定第4号、平成20年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について賛成します。

本会計の決算は、平成20年度より始まった後期高齢医療制度に関する初めての決算であります。昨年4月に制度開始以後、初年度にもかかわらず途中で制度の見直しが行われ、多くの高齢者の保険料の減免なども実施されました。本来、この制度は、高齢者社会を迎える中、高齢者だけではなく、若年者も、ある程度、費用の負担を行い、2分の1は、公費負担も取り入れる中、長期展望に立った医療保険制度を目指すものでありましたが、しかしながら、保険料の徴収方法等について年金からの天引きに対する反対など、大きく報道されたことにより、制度のあり方まで問題視されるようになっていきます。

現在、民主党政権では、廃止との報道もありますが、現時点では、誰もが納得できる新しい保険制度について、概要すら発表されてない状況であります。このような中、制度を開始以来、初めての決算を迎えるに当たりまして、本町において、約4,000人も多くの方に複雑な保険料の軽減措置など、的確な事務処理が行われております。国における制度に問題があったとしても、本決算に反対する理由に当たりません。よって、認定第4号、平成20年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に賛成し、賛成討論とします。

議長（山田弘治君） 他に、討論はありませんか。ないようですから、これで、本案についての討論を終結をいたします。

これより認定第4号を採決をします。この採決は、挙手によって行います。

認定第4号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、多数であります。よって、認定第4号、平成20年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり、認定をされました。

続いて認定第5号、平成20年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） ないようですから、これで本案に対する質疑を終結をいたします。これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） 鍋島議員。

21番（鍋島裕文君） 失礼します。21番、鍋島です。

平成20年度介護保険特別会計決算の認定に反対いたします。

本会計の問題は、介護利用料へのホテルコスト導入などの制度改悪が行われた結果、必要なサービスが受けられないという重大な欠陥を持つ制度となっていることでもあります。また、第1号被保険者の保険料の軽減を、この当初予算時も指摘をしたわけですが、法定

外の一般会計の繰り入れはできないという町長の誤った認識のもとで、第3期事業計画の最終年度である、この年度の基金残高が7,000万円を超えている実態は問題であることを指摘し反対いたします。

議長（山田弘治君） 次に、賛成討論の方はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） 岡本義次議員。

4番（岡本義次君） 4番、岡本です。この件について、賛成討論といたします。

予算で認めたことでもあり、共産党の言うように反対し、認めなく否決するようなことであれば、この制度そのものが成り立たなくなります。介護を受けていらっしゃる方が、より高額支払となり、介護を受けられなくなり、困られてしまいますし、一般会計からも繰り入れもしており、予算の執行は適正であれば、賛成とし、賛成討論といたします。

議長（山田弘治君） 他に、討論はありませんか。ないようですから、これで、本案についての討論を終結をいたします。

これより、認定第5号を、採決をします。この採決は、挙手によって行います。

認定第5号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、多数であります。よって、認定第5号、平成20年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定をされました。

続いて認定第6号、平成20年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） ないようですから、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論は、ありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） ないようですから、討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結をいたします。

これより、認定第6号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第6号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって、認定第6号、平成20年度佐用町

朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定をされました。

続いて認定第7号、平成20年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） ないようですから、これで、本案に対する質疑を終結いたします。これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） これで、本案についての討論を終結いたします。

これより、認定第7号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第7号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。認定第7号、平成20年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定をされました。

続いて認定第8号、平成20年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） ないようですから、これで本案に対する質疑を終結をいたします。これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結いたします。

これより、認定第8号を、採決をします。この採決は、挙手によって行います。

認定第8号に対する委員長報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって、認定第8号、平成20年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定をされました。

続いて認定第9号、平成20年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君）　　これで、本案に対する質疑を終結いたします。  
これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君）　　討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結いたします。  
これより、認定第9号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
認定第9号に対する委員長報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君）　　挙手、全員であります。よって、認定第9号、平成20年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり、認定をされました。  
続いて認定第10号、平成20年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君）　　質疑がないようですから、これで、本案に対する質疑を終結いたします。  
これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君）　　はい、討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結をいたします。  
これより、認定第10号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
認定第10号に対する委員長報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君）　　挙手、全員であります。よって、認定第10号、平成20年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定をされました。  
続いて、認定第11号、平成20年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君）　　はい、ないようですから、これで本案に対する質疑を終結をいたします。  
これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結をいたします。

これより、認定第 11 号を、採決をします。この採決は、挙手によって行います。

認定第 11 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって、認定第 11 号、平成 20 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定をされました。

続いて、認定第 12 号、平成 20 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） ないようですから、これで本案に対する質疑を終結をいたします。これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） はい、討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結をいたします。

これより、認定第 12 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 12 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって、認定第 12 号、平成 20 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定をされました。

続いて認定第 13 号、平成 20 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） はい、ないようですから、これで、本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結をいたします

す。

これより、認定第 13 号を、採決をします。この採決は、挙手によって行います。

認定第 13 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって、認定第 13 号、平成 20 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定をされました。

続いて認定第 14 号、平成 20 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） はい、なしと認めます。これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結いたします。

これより、認定第 14 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 14 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって、認定第 14 号、平成 20 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり、認定をされました。

続いて認定第 15 号、平成 20 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） はい、これで、本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結をいたします。

これより、認定第 15 号を、採決をします。この採決は、挙手によって行います。

認定第 15 号に対する委員長報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって、認定第 15 号、平成 20 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定をされました。

続いて、認定第 16 号、平成 20 年度佐用町水道事業会計決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） はい、ないようですから、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結をいたします。

これより、認定第 16 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 16 号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって、認定第 16 号、平成 20 年度佐用町水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定をされました。

ここで暫く休憩をいたします。15 分間休憩をいたしますので、再開は、10 時 35 分といたします。

午前 10 時 24 分 休憩

---

午前 10 時 37 分 再開

議長（山田弘治君） 席に着いてもらえますか。休憩を解き会議を再開をいたします。質疑、意見を続行いたします。

---

日程第 17．議案第 83 号 佐用町保育園条例の一部を改正する条例について（委員会付託）

日程第 18．議案第 84 号 佐用町子育て支援センター条例の制定について（委員会付託）

議長（山田弘治君） 続いて日程第 17 ないし日程第 18 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よってそのように決めます。

議案第 83 号及び 84 号については、所管の厚生常任委員会に審査を付託しておりますの

で、厚生常任委員長の審査報告を求めます。

厚生常任委員会委員長、山本幹雄君。

〔厚生常任委員長 山本幹雄君 登壇〕

厚生常任委員長（山本幹雄君） 厚生常任委員会の報告をいたします。

日時、平成 21 年 10 月 1 日木曜日、午後 1 時 30 分から 2 時 7 分まで。

場所、役場 3 階委員会室兼控室。

出席委員としましては、石堂副委員長、金谷委員、井上委員、大下委員、西岡委員、平岡委員と私であります。

説明のため出席を求めた者として、町長、福祉課長、生涯学習課長、総務課長。

職務のため出席した者として、山田議長、大久保議会事務局長、尾崎局長補佐。

第 30 回定例会付託案件審査について、議案第 83 号、佐用町保育園条例の一部を改正する条例についてと、議案第 84 号、佐用町子育て支援センター条例の制定についてであります。

まず初めに、議案第 83 号、佐用町保育園条例の一部を改正する条例について、担当課長より追加説明を求めた。

福祉課長。議案第 83 号は、佐用保育園の所在地の変更であります。現行の佐用 320 番地 1 から、長尾 905 番地 9 の方へ住所移転をするという議案であります。新しくオープンする保育園は、定員 150 名を予定しているが、年度途中であり、今は、定員 120 名でいき、新年度募集する時、120 名体制にして、定員を 150 名とするものである。建物工事については、大方の見通しはついたといった状況である。

質疑。定員のことで、150 名定員と考えているようだが、現在、100 名ほどの者が通っている、将来的に佐用保育園を一本化する計画か。答弁。これから、いろいろと協議していかなければならない。当面は、平福、石井、長谷と一体化したもので考えていくことが、第一段階と考えている。江川が、かなり園児数が減ってきているので、動向を見ながら、考えていかなければならないと考えています。150 名の定員は施設として作っている。園児数が 100 名でも、それは構わない。

質疑。佐用校区外から佐用保育園へ来ている人数と、正確な佐用保育園の人数は。答弁。手元に資料がないので、直ぐに調べます。他の校区から当然来ています。この佐用保育園を、立地も良いので基幹保育園とし、早朝、夜間も時間を延ばして、運営を続けたい。

質疑。延長保育なんかは、全園でやれば良いが、佐用保育園でするから、他からも来やすくなる。そういうこともあるんですね。答弁。今、延長保育をやっていないのは、石井、長谷、幕山だけで、園児の数の都合もあって行っていない。

質疑。旧跡地は、どうするのか。地域の皆さんが使える、公園を兼ねた広場として使えるよう、今年度中に整備を行う予定である。グラウンドゴルフもゲートボールも活用していただけるようにしたい。

質疑。管理はどうするのか。答弁。町の方へ申し込んでいただくようになる。

質疑を終了し、ただちに討論に入る。討論はなく、ただちに採決に入る。

原案に賛成の方の挙手を求め、挙手全員で、よって、議案第 83 号、佐用町保育園条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 84 号、佐用町子育て支援センター条例の制定について審議。当局の追加説明を求める。

福祉課長。新しく施設を作りますと、施設管理条例ということで、設置の目的、名称、所在地、業務内容等を謳っていくということになる。今回は、開館日について規定すると

ということで、休日、土日を閉館し、月曜日を、休館日とする。そして、祭日及び年末年始を、休館日とする。それから、第5条で、職員の配置について規定し、第6条では利用者の限定ということで、子育てに関する方、全員に使っていただくという規定も設けている。

第7条では、使用料は設けない。あくまでも町内の子育てに寄与する目的で使っていただくということで、原則無料。附則については、6カ月を越えない範囲で規定で定める日ということで、別途、附則の方で設ける。

質疑。土日を閉館し、月曜日を閉館する利用者の想定は、どう考えているのか。答弁。父親も含めた、親子で、この施設を利用していただきたい。そういう思いで、土曜日を閉館し、月曜日を閉館日とした。

質疑。月曜日は閉館し、他の所とは、違う。答弁。他の所と違うということは、どういうことか。質疑。近隣では、土日は休みなんです。答弁。図書館も土日は、閉館している。利用者の利便性を考えた行政サービス、それが一番大事だと思う。

質疑。利用者のことで、町内に居住する子育て家庭の保護者及び児童となっているが、町外の方も利用できるのか。答弁。あくまでも町内が建て前で、町内の方を想定している。いろいろな交流等で利用していただくことはあろうと思うが、一応、条例上の規定として、町内に住まわれてる方で、子育てに係わるということである。ただ、親戚の子が来たとか、何も排除するような目的ではない。

質疑。対象は、どこらへんまでなのか。小学校へ入る前までなのか。障害がある子で、小学校へ行って、引き続き、その小学校との連携は取れているのか。保健師の問題もあるし、どこらへんまでを対象にしているのか。答弁。障害児について、子育て支援センターのプログラムの中で、グループ化して、定期的な利用をしていただきたい。また、小中学生全部に開放するわけにもいかず、プログラムの内容によって、自由に利用していただきたい。

質疑。新年度からは、8人体制でいくとあるが、それまで、どういうふうな形なのか。答弁。4月まではママプラザのスタッフを中心に施設運営を図っていききたい。

質疑。4月正式オープンまで、それ以降で決定的な違いは何かあるのか。人員以外で。答弁。きつとした体制を取れば、母子保健に関する事業は、このセンターで行っていききたい。ファミリーサポートセンターで預かり、親の研修も行いたい。

質疑。臨床心理士の相談事について、どこまでやるのか。答弁。臨床心理士さんに、毎日来ていただくほどのこともない。プロの仕事の量もある。プログラムの中で対応していただけたらと考えている。

質疑を打ち切り、直ちに討論に入る。討論はなく、直ちに採決に入る。

議案第84号、佐用町子育て支援センター条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求める。挙手、全員であり、議案第84号は、原案どおり可決されました。

これで厚生常任委員会付託案件2件の委員長報告とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 厚生常任委員会委員長の審査報告は終わりました。

それでは議案第83号から順次、委員長報告に対しての質疑及び討論、採決を続けて行いますのでよろしくお願いをいたします。

まず議案第83号、佐用町保育園条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） ないようですから、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） はい、討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結をいたします。

これより、議案第 83 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって、議案第 83 号、佐用町保育園条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

続いて議案第 84 号、佐用町子育て支援センター条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） はい、討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結をいたします。

これより、議案第 84 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって、議案第 84 号、佐用町子育て支援センター条例の制定については、原案のとおり可決をされました。

---

#### 日程第 19． 議案第 85 号 佐用町災害復興計画検討委員会条例の制定について

議長（山田弘治君） 続いて日程第 19 に入りますが、日程第 19 から 22 につきましては、9 月 30 日に、提案に対する当局の説明は、終了しておりますので、順次、質疑及び討論、採決を行いますので、よろしくお願いをいたします。

まず日程第 19、議案第 85 号、佐用町災害復興計画検討委員会条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） 鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、復興計画検討委員会の条例案についてお伺いします。

第4条の関係です。組織、委員の関係で、被災者問題ですね、本来ならば、この項の中に、被災者住民という形でね、やっぱり項を作るべきだと。被災者の声を十分、この検討委員会に反映させるということは、やっぱり大事だというふうに思います。

で、そこで、町長に伺いたいんですが、現状では、こういった条例案になっておりますので、町長が特に必要と認める者という者の中にね、そういう被災者住民というものは、どのように考えてあるのか。私は、1つの提案として、公募による委員ですね。公募による委員としてね、被災者、また、一般町民も含めてですけれども、公募による委員を被災者の中に入れるというようなこと。その数も全体15人の3分の1ほど、5人ほどね、をめでに考えてはどうか。それでこそ、内容ある検討委員会になるんじゃないかというふうに考えるんですけど、そのあたりの見解を伺います。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 被災された方のご意見や、また、そういう時の、いろんな検討の中でですね、重要な意見もあろうかと思えます。そういう意味では、当然、私、町長が認めるという中の範囲内です、その地域の方々の代表に入っていただきたいなということも考えております。ただ、それを公募にするかどうかは、それは、今のところは、未だ検討はしておりません。

この委員の中にもですね、規定された委員の中にも被災された方もいらっしゃいます。人員的には、一応、15人以内という、一応、前提を考えておりますので、その中で、そういう配慮をさせていただきたいというふうに思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） 代表という形も一つなんだが、やっぱり、この際、全体のね、復興計画ですから、やっぱりいろんな声を入れるということで、公募の問題をね、やっぱり是非、具体化していただきたい。今、検討と言われたんでね、是非、具体化する方向で検討していただきたいんでね、このあたり、再度答弁いただきたいと思えます。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、被災された方の状況も、いろいろとありますので、公募がいいのかどうか、私は、地域の皆さん方の、また、いろんな方のご意見も聞かせていただきながらね、やっぱりこれは、決めるべきかなというふうに思っております。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次議員。

4番（岡本義次君） 同じく4条のことにつきまして、だいたい、そのメンバーについて、骨子言うんか、だいたい、こういう人をいうところまでは、未だいてないんですかということが1点と。

その策定の期間とするということでございますけれど、3番のですね、これができるまでということでございますけれども、例えば、3カ月とか、半年とか1年ぐらいかけてやるとか、そこら辺の見通しについては、いかがですか。

〔復興担当理事 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、山田復興理事。

復興担当理事（山田聖一君） 委員の構成についてのご質問でございますけれども、防災復興等の学識の方、それから議会、あるいは、地元の自治会の方、それから農業、商工業、あるいは教育、マスコミ関係、そういった幅広い分野の方の委員になっていただいております。いろんな意見を、また提案をいただき、いい物にしたいというふうに考えております。

それから、策定の期間でございますけれども、3月末までには、策定したいというふうに、今、スケジュールを考えております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次議員。

4番（岡本義次君） そしたら、未だ、例えば、具体的な名前までは、未だ、そこまではいてないということやね。これからということですね。そのメンバーについても。

議長（山田弘治君） はい、復興担当理事。

復興担当理事（山田聖一君） この条例、可決いただいてからと考えております。

4番（岡本義次君） はいはい。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） 金谷議員。

6番（金谷英志君） 関連ですけれども、4条で、委員は、15人以内とあるんですけれども、この6項目の中、それ、割り振りはどんなものでしょうか。15人の割り振り。

議長（山田弘治君） はい、復興担当理事。

復興担当理事（山田聖一君）　まあ、委員長、副委員長という形での役職をお願いする方はいらっしゃるということになると思いますけれども、15人の割り振り、何を何名、どの分野から何名というのは、今のところ未だ、はい、確定まではしてありません。

6番（金谷英志君）　はい。

議長（山田弘治君）　はい、他にありませんか。ないようでしたら、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君）　討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結をいたします。

これより、議案第85号を採決をします。この採決は、挙手によって行います。議案第85号を、原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者　挙手〕

議長（山田弘治君）　挙手、全員であります。よって、議案第85号、佐用町災害復興計画検討委員会条例の制定については、原案のとおり可決をされました。

---

日程第20．議案第86号　委託契約の締結について（佐用町特定環境保全公共下水道基幹施設災害復旧工事施工　上月浄化センター・上月雨水ポンプ場・久崎浄化センター）

議長（山田弘治君）　続いて日程第20、議案第86号、委託契約の締結について、佐用町特定環境保全公共下水道基幹施設災害復旧工事施工、上月浄化センター、上月雨水ポンプ場、久崎浄化センターを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔金谷君　挙手〕

議長（山田弘治君）　金谷議員。

6番（金谷英志君）　今もう、工事、施工としては、もう3つに分かれているんですけども、それぞれ上月浄化センター・上月雨水ポンプ場・久崎浄化センター、概算で結構ですから、内訳は、工事費の内訳はどんなものでしょうか。

〔下水道課長　挙手〕

議長（山田弘治君）　下水道課長。

下水道課長（寺本康二君）　それぞれの浄化センターごとという意味でしょうか。

上月の浄化センター、まあ1億ほど。

6番(金谷英志君) 1億。工事請負は1億。

下水道課長(寺本康二君) それから、久崎の浄化センターが・・・えー、ああ雨水ポンプ場が約1千何万だったと思います。1,000万程度だと思います。それから、後残りが、久崎浄化センター、地下浸水という形です。

6番(金谷英志君) はい、分かりました。

〔金谷君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、金谷議員。

6番(金谷英志君) そういうふうに、額は、この度、随意契約なんですけれども、提案説明の中でも、この日本下水道事業団が、建設時でしたからということなんですけれども、普通考えたら、そのやったところが、その補修についてもやるというのが、その経費的に、その一般競争入札されてね、その随意契約した時、経費的な比較みたいなんは、当然、それが、随意契約が安いと思われてしたんでしょうけれども、検討、比較検討はされたでしょうか。

議長(山田弘治君) はい、下水道課長。

下水道課長(寺本康二君) 日本下水道事業団の場合は、その発注業務から、それも全部委託という形になります。だから、それ以後については、当然、契約減とか、それを生じた場合は、委託契約額の変更という形になります。

議長(山田弘治君) よろしい。

6番(金谷英志君) はい、結構です。

議長(山田弘治君) 他に、ありませんか。ないようですから、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長(山田弘治君) 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結をいたします。

これより、議案第86号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第86号を、原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(山田弘治君) 挙手、全員であります。よって、議案第86号、委託契約の締結に

ついて、佐用町特定環境保全公共下水道基幹施設災害復旧工事施工、上月浄化センター、上月雨水ポンプ場、久崎浄化センターは、原案のとおり可決をされました。

---

日程第 21 . 議案第 87 号 平成 21 年度佐用町一般会計補正予算案 ( 第 5 号 ) の提出について

議長 ( 山田弘治君 ) 続いて、日程第 21、議案第 87 号、平成 21 年度佐用町一般会計補正予算案、第 5 号の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔岡本義君 挙手〕

議長 ( 山田弘治君 ) はい、岡本義次議員。

4 番 ( 岡本義次君 ) 10 ページ、15 の工事請負費の中ですね、これらは、もう既に、被災に遭った所の復旧も含めて入っておるんだろーと思えますけれど、家内と小赤松のね、堆積した土砂とか、工業団地、行く中渡橋の上流等も、相当堆積しております。そして、他にも、未だ土砂たくさん取っていただいたわけがございますけれど、未だ残っておりますが、これらの見通し、土砂の、堆積土砂を取り捨てるということについての見通しは、今後どうするんかということと。

それから、堤防が切れてですね、決壊して、田畑にですね、大きな流木等が流れ込んだり、水路や農水路を、堆積した土砂が、ぐんと詰まってですね、中々、人の鋤簾なんかで上げにくいような所もあります。これらについて、どういうふうにするかということも含めて、ちょっと説明願いたいと思います。

〔建設課長 挙手〕

議長 ( 山田弘治君 ) はい、建設課長。

建設課長 ( 野村正明君 ) 10 ページの 15 番の工事請負費 11 億 4,500 万の中身ですね、議員おっしゃった河川の堆積土砂につきましては、これ一応、8 月 13 日以降ですね、9 月にかけて概ね取ったわけですけれども、これは、県の管理河川でございます、この中には、当然入っておりません。それで、県においては、約 50 カ所弱ですね、25 万立米ぐらいになっていると思います。約予算的には、10 億前後かなと思うんですけれども、一応ですね、追加が 3 件ぐらいございまして、これについては、10 月中に動くと思いますけれども、後とってない、全部を、私も把握しておりませんけれども、今後ですね、河川改修、あるいは、いろいろな部分の中で、地元の調整も図りながらやっていけるものだと思っております。ですから、再度繰り返しますけれども、この 10 ページの工事請負費については、私とこの予算は、入ってございません。はい。

それから、流木等につきましてはですね、概ね県の管理河川、あるいは、町の管理河川も含めて、県の方が災害後直ぐに、業者の方に指示をされまして、後で、町河川の関係もあるけでですね、割合でね、また町の方へ請求させていただくというふうなことを聞いておりますけれども、若干、まだですね、今、議員、ご指摘の河川の、橋にかかったらとかね、若干、まだ残っているとは思いますが。

それから、また農林にも関係すると思うんですけれども、いわゆる水路とか、排水路な

んかの分については、極力ですね、地元の方に、例えば、田んぼもそうですけれども、地元の方に力を合わせていただいて、ある程度のところへ集積していただく中で、あとまあ、クリーンセンター等につきましては、町の方でお助けできるかなというふうに、ただ今のところは思っておりますけれども。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本議員。

4番（岡本義次君） そしたらね、土砂を取る場合ですね、県河川の場合は、当初、私が聞いておったのはね、町と県と折半したような中のような格好でね、堆積した土砂を取る、相談しながら取っていくというふうには聞いておったけれど、県河川については、県が全部持ち、というような中身なんでしょうかというんが1点。

それと、今、言われたですね、河川が切れたことによってね、こんな大きな大木が田んぼの中に流れ込んでね、人で、やっぱりユンボか何かの機械がなげんと、持てんわけですよ。それから、ドラム缶にしてもね、ですから、そういうようなのを、何らかの格好。

それから、やっぱり堤防が切れたことによって、その水路がね、普通の鋤簾で上げられるぐらいであればですね、村の者出て来いということで、取れるわけでございますけれど、もうぎっしり詰まってね、中々、どう言うんか、ヘドロも兼ねてだったら、もう張り付いたりして、中々、人力では取りにくいというようなやつについてはね、そこらへんは、激甚の認定の中で、ある程度はみてもらえるんかどうか、そこらへんは、どうですか。

議長（山田弘治君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 今回のですね、緊急、8月9日発生後の、直ぐに、いわゆる先ほど言いましたように、50カ所までのね、いわゆる河川の堆積土砂、これについては、一応、報告がございましたけれども、当然、県のご負担でされております。今、議員、ご指摘の部分については、通常のね、毎年、500万か1,000万程いただいて町が発注してあるという部分があるかと思うんですけれども、これについては、21年度も、そういう予定でございましたけれども、通常業務については、今ですね、災害対応に、こう精一杯力を入れておりますので、その部分については、本年度は、ちょっと来年度以降に送ろうかなと思っております。

それから、抜本的なことにつきましては、町長も、度々言っておりますようにね、堤防の決壊とか、いろんな部分の断面、河川の拡大等々につきましては、今後ですね、復興事業課ですか、佐用土木に、今、設置されておりますけれども、課も、もっともっと設置されるような見込みも聞いておりますので、向こう5年ないしね、そういった部分で、抜本的な改修を、約50キロにわたってされるという部分については、今後、査定も受けられまして、年内に決定するんじゃないかなというふうな、今日現在の見通しでございます。

それから、決壊して、例えば、河川もそうですけれども、道路のね、土砂が乗り上げて、排水路に落ちたやつなんか、あるいは、町道、国道をまたいでいる暗渠が詰まっているとか、そういった部分については、これ非常にありがたかったですけれども、概ね、8月だったと思うんですけれども、そういった道路、排水路の部分については、私とこなんで、ボランティアでね、そういった業者の方も来られまして、かなり取られました。

それと、それが追いつかない部分については、町内の、基本的には、町内の業者さんですね、地元では対応できないという判断の部分については、町内の業者さんに助けてい

ただいたという経過がございます。

後、田んぼとか、用水路については、農林課長の方に譲りたいと思います。

議長（山田弘治君） はい、振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 議員お尋ねのですね、農地と農業用施設の災害についてですけども、国の補助、本災にかかる分についてはですね、来週の13日から11月の19日までですね、毎日、国の査定が入って来ます。今まあ、申請の準備をしているところです。それによつてですね、本災にかからなかったもの、いわゆる小さな、小災害ですね、それについてはですね、その時点で、見極めができますので、自力でできる量のもの、どうしても自力でですね、できない物、大きな木とかですね、多量な土砂、またアスファルト等も入っておりますので、そういう物の除去については、小災害の補助の対象にしてですね、受益者負担がいう話ですから、そのへんも地元と十分協議しながらですね、対応はしていきたいというふうに思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本議員。

4番（岡本義次君） まあ、野村課長の言われたですね、今、河川の、県の分については、県が取っておるということでございます。しかし、今、言いましたような、家内、小赤松とか、中渡橋の上についても相当溜まっておりますんで、県の今後ですね、取る分野に入れていただくように要請をお願いすると同時にですね、やはり川が交錯しておる久崎地区については、千種川、佐用川。円光寺も秋里川と佐用川。そして中上月の寄延川と佐用川。そして幕山川と佐用川とか。それから、千種川と、南光の中島の所ですね。ああいう川の交錯したところについては、やはり、どちらかの水が出て来た時に、片方がよどんでですね、逆流する言うんか、後ろから押して来るにもかかわらず、前に流れないというような中で決壊したり、越流します。ですから、そういうふうな所は、今後、抜本的に修理していくという、知事も表明されたということでございますけれど、そのいっぺんに直るものじゃないんですけど、そういう所については、上郡のように河川の幅を拡大するとか、切れた所については、地盤までですね、岩盤までコンクリーの鉄筋をぶち込んでね、ただ、今のように、土砂を堆積して、どう言うんですか、ブロックをベトベトと張れば、また押し流されて、土建屋さんが喜ぶというようなことだけのことじゃなくてね、そういうしっかりした工事をやってもらいたいと、このように思ってますんで、そこら辺については、今後、しっかり頼みますよ。

〔吉井君 挙手〕

議長（山田弘治君） 吉井議員。

20番（吉井秀美君） 8ページでお尋ねをします。

15款、民生費の災害救助費の節12、通信運搬費運送料、通信運搬費運送料250万の詳細な事由を教えてください。

それから、19節の負担金補助及び交付金の中で、被災者生活復興資金貸付利子補給金負担金215万円と、その下の住宅災害、これ一括で1、2、3、その下のを説明いただきました

いのと。

それから、3点目に、20の、20節の扶助費、ここの災害見舞金の内容をお願いします。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） それでは、通信運搬費の関係ですけれども、これは、避難所への給食の配送の運搬料。それから仮設トイレの運搬料。それから消毒液等の運搬料を含んでおります。以上です。

〔災害復興対策室長 挙手〕

議長（山田弘治君） ええっと、災害復興対策室長。

災害復興対策室長（長尾富夫君） 19節の負担金の中の生活復興資金の利子補給金でございますけれども、これは、県と町において、それぞれ県が3分の2、町が3分の1を持ちまして、全壊、あるいは大規模半壊等で住宅を新しく購入されたり、それから補修されたりする時の利子補給ということで、被災者の方が借られた時の利子補給金を計上しております。

それから、災害復興資金の利子補給金につきましても、これも、購入あるいは補修の時の利子補給金ということで、計上をいたしております。

で、それから、もう1つの建設、住宅再建の一時転居関係、これにつきましては、新しく建設するまでの間、民間住宅等へ一時転居する場合に家賃の一部補助をいたします。最高3万円までなんですけれども、6万円以上の家賃を払われる場合には、3万円。6万円未満の場合は、その2分の1ということでの助成金でございます。

それから、災害見舞金につきましては、1億4,200万計上させていただいておりますけれども、この内、義援金として1億3,000万。それから商店、事業所等への見舞金1,200万ということで計上をさせていただいております。

〔吉井君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、吉井議員。

20番（吉井秀美君） 19節の説明があったわけですが、この中で聞きたいのは、その件数とかですね、それから、状況について、貸付金の相談件数とか、そういった所の部分をお願いします。

それから、1億3,000万の義援金、これについては、配分なんかは、どう考えられていますか。

〔災害復興対策室長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、災害復興対策室長。

災害復興対策室長（長尾富夫君） この利子補給金につきましては、先ほど言いましたように、県と町の方での合わせましての助成になっております。

で、この件数の想定なんですけれども、生活復興資金の貸付金につきましては、県の予算額が900万計上されております。その内、県下全体の予算になりますので、佐用町負担分が、県の想定されている予算で行きますと、全県下300世帯の内、215世帯が佐用町の見込み件数ということで計上されております。それにあわせて、金額を215万ということで、設定をいたしております。これ、町負担が3分の1になりますので、その分を計上しております。

それから、災害復興資金の利子補給金につきましても、これも同様に県全体の予算の中で、佐用町が占める割合を、どの程度ということで、県の方も予測されて予算を計上されております。その県の予算にあわせて、計上いたしております。

建設購入分につきましては、だいたい全県下の3分の2ぐらいが佐用町が占めるだろうという割合の中で、約477万。それから、補修分も同様の考え方で、だいたい3分の2程度が佐用町が占めるんじゃないかという中で、予算497万9,000円ほど計上をいたしております。

それから、現在の相談の件数ですけれども、相談件数では、現在のところ生活復興資金関係の件数が一番多いです。これについては、実質無利子というような形の貸付になっておりますので、その件数を申し上げます。ちょっと、資料確認していますので、暫くお待ちください。

生活復興資金の現在の貸付につきましては、40件の相談を受けて、40件の相談を受けております。

議長（山田弘治君） よろしいか。義援金の配分。

20番（吉井秀美君） 一番下。

災害復興対策室長（長尾富夫君） ええっと、それから、すいません。義援金の配分の計画なんですけれども、9月30日に義援金の配分委員会を開催いたしまして、亡くなられた方には、1人30万。これは、町外の方も含めて、18名の方に配分ということでのことです。

それから、全壊の被害を受けられた方には、1軒につき20万。

それから、大規模半壊、それから半壊については、1軒について10万。

それから、床上浸水の方については、1軒について、5万。

それから、店舗事業所等も被災を受けておられます。店舗事業所等については、1軒につき3万ということで、配分委員会で決定をいただいております。

〔吉井君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、もう1回、吉井議員。

20番（吉井秀美君） その義援金の配分なんですけれど、この床上が5万ということですが、従来から、私ども、床下の浸水に対しても、見舞いということは、必要だということをお町長に申し入れて来ておりますけれど、この床下への考えというのは、どう思われているのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君）　　これまで、いろいろとお話させていただいたとおりでございます。  
変わっておりません。

〔鍋島君　挙手〕

議長（山田弘治君）　　はい、鍋島議員。

21番（鍋島裕文君）　　じゃあ、まず10ページお願いします。この工事請負金の11億4,500万円の、まず内容から伺いたいと思います。当初、いわゆる局激に、旧上月が指定された時に、公共土木の施設の関係は、5億8,000万という被害査定が、査定じゃないね。被害額で、旧上月町のみということになって、標準税収入額が、平成20年度決算で言うならば、標準規模が84億で普通交付税が50億ですから34億円というのが、だいたい標準税収入額。その半分の17億円以上が、いわゆる局激の災害額にならなきゃならないということになります。その点から、伺いたいんだが、この11億4,500万という、この査定ですね、これは、本町における、いわゆる町管理分の査定総額になっておるのか、それとも、まだ、いやいや途中なんですと。最終的には、以前、何か21億なんてことを町長言っていたけど、そういったことになるのかどうか、そのあたりを伺います。

〔建設課長　挙手〕

議長（山田弘治君）　　建設課長。

建設課長（野村正明君）　　今、議員、最後の方におっしゃった内容と一緒にございます。ちなみにですね、私とこ、昨日から査定が始まっておるわけなんですけれども、10月30日まで毎日ございます。査定の、その申請額でございますけれども、道路について102件5億2,900万。それから、河川につきましては、78件10億6,400万。橋梁18件5億4,200万ということで、先ほど、言われましたように、198件の21億3,500万になろうと思います。ただし、今後ですね、10月に、10月末まで査定受けて、その後、最終的に採択受けるわけなんですけれども、とてもじゃないけど、1年でできるということがございませんので、基本的には、繰越も入れて3年ということで、町長の方も決意を示されております。そういった内容の中で、概ねですね、査定申請額の、ほぼ5割程度を歳入として組み込む中で、それに見合う、それぞれ事業費ですね、それを今回ご提案させていただいておるということでございます。

〔鍋島君　挙手〕

議長（山田弘治君）　　鍋島議員。

21番（鍋島裕文君）　　さて、問題は、その局激の関係でね、当局が、どう見ておるかということで、いわゆる標準税収入額の半額以上超えればね、ということと言うならば、今の査定見込みで言えば、もう17億をはるかに超えてますから、これは、局激、基準には合っているという理屈なんだが、この点について、当局は、どう見られるのか。基準どおり国が局激にね、旧佐用町も含めて、なるということになるんかどうかね、このあたりの確認と。

それから、もう1点ね、小さいことだけど、この11億の中で、いわゆる国庫補助、国県支出金が7億600万ということになってます。この財源内訳ね。この表では、5カ年平均で、当局で説明したのは、普通、災害復旧の場合は69パーセント、局激になれば、80パーセント、5カ年平均だけど、それからすれば、計算すれば、これ69にもなってないね。災害査定額の62パーセントというような計算になっておるんですけども、この69パーセントより少ない62パーセントにした理由は何なのか。この2点を伺います。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 激甚災害の指定についてですけども、この、いろいろと国の方にも聞いていただきますとね、当初の、今現在の局激としての上月地区だけの指定というのは、早く1つの方針を決めると、出すということで、その被災のされた工事についても1,000万円以上を拾い上げてですね、今回出しているということであります。被災額から見てもですね、旧佐用町におきましても、当然、これ、これから査定を受けて、最終的に、この局激の指定というのは、激甚の指定というのは、年度末までに決定するというので、指定、激甚災害の指定を受けることにつきましては、だいたい、そういう間違いはないであろうというふうに聞いておりますので、安心しております。

議長（山田弘治君） よろしい。

21番（鍋島裕文君） それと62パーセント。

〔建設課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 建設課長。

建設課長（野村正明君） これはですね、将来的には、査定の後には、今、町長言いましたように、激甚というような見込みもあるんですけども、今の時点では、一応、いわゆる普通ですね、激甚じゃない、3分の2補助という部分で計算してございまして、いうことは、66.7パーセント。それで、工事はそうなんですけれども、工事ですね、いわゆる通常の工事と、久崎地区と佐用地区の、いわゆるヘドロですね、これの土砂の除去、これについては、別メニューがございまして、これは2分の1なんです。そういった部分で減ったり、それから、工雑と事務費を若干少なく見ております。そういった部分で、トータル的に、67、今ご指摘のように、66.7は、若干下回っておるんじゃないかなというふうに思いますけれども、町長答えましたように、将来的には、また今後ですね、補正の中で調整をしていきたいというふうに思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島議員。

21番（鍋島裕文君） ええじゃあ、1つは分かりました。

じゃあ、8ページお願いします。吉井議員の続きなんですが、1つ、負担金補助及び交付

金、民生費の災害救助費です。8ページのね。この中で、高齢者住宅再建支援金、これ1,000万円、1軒当たり100万ですから、10軒ということになりますけれども、これも当然、今の説明だと、県の予算化に伴って、いわゆる佐用町分の予算が、この程度になるというふうな説明だと思えますけれども、これは、高齢者が、なかなか住宅ローンを借りれないということですね、被災者が建設する場合に、その場合の支援金という名目だが、実際10軒を組んでいるけれども、本町においてね、私が、いろいろ聞いた中では、もう今から、家を建設というのは、とてもじゃないという方の声が圧倒的なんですね。借金までは、ようせんと。これは、支援金だから100万円もらえるんだけど、そういった事情は、かなりあるんだけど、今、復興室に、いわゆる、この該当者、65歳以上の高齢者の、この支援金のね、支給するような相談内容というんか、そういった状況があるのかどうかね、そのあたりを、ちょっとお伺いしたいのと。

それから、同じページの機械器具賃借料の1億4,160万ですか。行方不明、捜索の関係ですけれども。これは、今までの支出ですか。そのあたりの、ちょっと確認しておきたいんですけど。

〔災害復興対策室長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、災害復興対策室長。

災害復興対策室長（長尾富夫君） この高齢者住宅再建支援金につきましては、ご質問のように1軒当たり100万円の補助にはなってますけれども、購入価格の住宅が500万以上であるとか、面積が175平米以下であるとか、いろいろ要件もございます。そういう中で、現在、被災者生活再建支援金の国の制度につきましては、現在、325件の申請が既に出ました。その他、フェニックス共済で112件というようなことで、既に、国の制度、それから、この県のフェニックス制度で430件を超える件数が出ているわけですけれども、相談に応じる中で、先ほど言われましたように、65歳以上で、この制度に該当するというところで、今現在のところ、この制度の申請対象者は、ございません。相談の中では、いろいろ話をしているんですけれども、やはり、このいろいろ制約がございますので、現状としては、未だ出てないという状況でございます。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） ご質問のですね、行方不明者の関係ですけれども、行方不明者の捜索についてはですね、重機等ですね、使わなければならない箇所においてですね、鋭意捜索をさせていただいております。まあ、8月15日からですね、未だ現在、見土路のですね、土砂崩れの所は、現在も続いております。この中にはですね、そういう、未だ、これから何日かかかるであろうという見込みの期間も入れてですね、概算で計算させていただいております。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） 石堂 基議員。

1番（石堂 基君） 9ページのところで、衛生費の関係なんですけれども、塵芥処理費、1億の増額と、それから3,500万の減額、具体的には、9月の8日の議会でもお伺いしたんですが、詳細な回答いただけなかったので、ここで補正が出ておるので、お伺いします。

で、あの、補正額じゃなしに、今回の災害廃棄物ですね、これの処理の全般、総額、だから、5億、6億、7億になろうかという数字の中で、お答えをいただきたいんですけれども、概ね、委託の方に処理手数料からふられていくわけですが、ここの13節、収集作業。それから中間処理、搬出作業ですね、この3つの項目に分かれています。で、具体的にですね、個別になりますけれども、どういうふうな作業を、相手方、どこへ、いつ、いくら、総額ね、当然、出来高払いみたいなのがありますから、例えば、立米当たりとか、トン当たりでも、かまわんですけれども、要は、契約基準単価ですね、どういう作業を、イメージとしたら、例えば、その瓦礫があるやないかとか、それから、木材があるやないか。家電、廃家電ですね、があるやないかと。それから、焼却できる物があるやないかというふうに、僕ら、思うわけなんですけれども、そのへんが、具体的に分かるように、どういうふうな物を、相手方、どこへ、いつ、単価いくらで契約したか。で、契約方法ですね、見積りとか、入札とか、その部分まで含めて、回答としていただいて、だいたい、総額が、5億、6億になるような目安がつく内容でお答えください。

〔クリーンセンター所長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、クリーンセンター所長。

クリーンセンター所長（谷口行雄君） 今回の、補正させてもらってます、まず、役務費の3,500万の減額と委託料の1億円の増額でございます。今回の補正につきましては、当初、1万7,600と見込んでおりましたけれども、順次受け入れ量が増えてきております。それ、見積もりまして、2万2,000トンに増額、増量しております。

ただ今の質問でございますけれども、それぞれの処理方法につきまして、具体的に資料が、ちょっと手元にあるところまでで、いきたいと思います。

まず、一番最初の役務費でございますけれども、これは、減額してましてけれども、これは、各自治体への焼却処理料でございます。まあ、若干、高く見積もってございましたので、これを量は増やしておりますけれども、手数料見込みを、約1トン当たり1万2,000円を見込んでおります。2万2,000トンの処理を各自治体、特に、具体的に言いますと、神戸市、尼崎、西宮、姫路、相生、たつの等が、今、持ち出しておる所の、受け入れしてもらっている自治体がございます。

2点目の、廃棄物の収集作業委託料、これにつきましては、現在、笹ヶ丘とか、上月町民グラウンド、実際、そこのごみをクリーンセンターと長谷の盛土場へ搬出してしております。その運搬費用を、ここに計上しております。

それから、廃棄物の中間処理委託料、これは、現在2社、見積り入札で2社しております。ということで、中間処理ということで、選別から、ふるい、破碎等の作業を、それぞれの大型機械によって、作業しております。まあ、これにつきましては、現在、その各自治体に持ち込むための基準が、持込される自治体によって、条件が、いろいろありますので、それに受け入れできるごみの質にあわせて、今、ふるいとか選別しております。

それから、その下の搬出作業委託料、これは、その今、クリーンセンターとか、長谷盛土場で行います選別した後、破碎かけた後、各自治体に運搬してもらって、運搬のトラック

とか、ダンプとか、そういう所への運搬の委託料でございます。

後の、今、言われました、木材、木くず、解体の柱等は、一応、資源化、リサイクルとしまして、資源化燃料、燃料にしまして、搬出、これは一応、有価ということで、一応、こちらからお金を出すんじゃないしに、いくらかでも、ほんまわずかでも入ってくるような、有価商品として、木くず、柱、はり等は出しております。

後まあ、いろいろあるんですけども、それぞれリサイクルの方に出す物もあります。タイヤも、それぞれで、また、有価で出しておりますし、プロパンガスボンベ等につきましては、佐用のプロパンガス協会が、無料で引き取ってもらっております。そういうことで、それぞれの出て来てますごみにつきましては、そういう形で、今、搬出作業は進んでおる状況でございます。

〔町長「単価を教えてくださいと（聴取不能）」と呼ぶ〕

クリーンセンター所長（谷口行雄君） 単価。

〔石堂君「単価と業者」と呼ぶ〕

クリーンセンター所長（谷口行雄君） はい？

〔石堂君「単価と業者」と呼ぶ〕

クリーンセンター所長（谷口行雄君） 業者名。

〔石堂君「うん」と呼ぶ〕

クリーンセンター所長（谷口行雄君） はい。

それじゃあ、まず、中間処理の解体業者は、現在、イボキンさんと言います。たつの市でございます。それから、もう1社、セイフティーアイランドさん、これは神戸市でございます。この2社で、それぞれ受けております。イボキンさんは、クリーンセンターの方の業務をしております。それから、セイフティーアイランドさんは、長谷盛土場の処理をしております。

それから、運送会社につきましては、これは、各自治体の持ちこみの業者さんなんで、ちょっと運送会社さんは、もうあらゆる、数が多いすぎて、ちょっと、私も、ここには名簿がないんですけども、運送会社は、それぞれの自治体に搬入できる運送屋さんを、各、神戸市さんだったら、神戸市さんから紹介いただいたり、尼崎なら、尼崎市さんから紹介いただいた運送会社さんと契約して、今、運んでおります。

それから、家電につきましては、財団法人の家電製品協会というのがありまして、そこはリサイクルとして出しております。

それから、今、柱、はりにつきましては、山口県の岩国ウッドパワーというところで、そういうバイオマス発電所の燃料チップということで、チップにして出しております。

単価につきましては、ちょっと、これ手元にないんですけども、イボキンさんとセイフティーアイランドさんの、ちょっと契約につきましては、イボキンさんにつきましては、2億1,000万。それから、セイフティーアイランドさんは、7,560万ということで、契約をしております。

それから後の、神戸市さんとか、そういう搬出につきましては、それぞれ1万円から1

万 4,000 円の間で、各自治体の条例どおりに、トン 1 万円から 1 万 4,000 円で受け入れしてもらっているような状況でございます。

以上でございます。

〔石堂君「収集の方の、その業者と、それから、あれ、単価は」と呼ぶ〕

議長（山田弘治君） はい、石堂君。

クリーンセンター所長（谷口行雄君） はい？

〔石堂君「収集作業の、すみませんね。座って、立ったら、2 回目になってしまうさかいに。収集作業の業者と、それから単価。これも聞いているはずですけども」と呼ぶ〕

議長（山田弘治君） はい、センター所長。

〔町長「その仮置き場から」と呼ぶ〕

〔石堂君「横持ち、横持ち」と呼ぶ〕

〔町長「(聴取不能)についてやな」と呼ぶ〕

クリーンセンター所長（谷口行雄君） 仮置き場から、仮置き場の。

〔町長「仮置き場から、その処分場へ。それは、何って言うの」と呼ぶ〕

クリーンセンター所長（谷口行雄君） 横持ち、横持ち分。

〔町長「それは、そこそこの、イボキンと、そこに」と呼ぶ〕

クリーンセンター所長（谷口行雄君） ああ、すみません。各仮置き場、例えば、笹ヶ丘から、長谷盛土場に持って行ってもらうのは、セイフティーアイランドさんに、それは、もうトン 5 万 4,000 円。ダンプ、ダンプ言うんですか、深ダンプの、そういう単価で台数を、そのままかけて出そうと思っております。

〔町長「トン 5 万 4,000 円じゃないだろう」と呼ぶ〕

クリーンセンター所長（谷口行雄君） 1 台、すみません。1 台 5 万 4,000 円で、台数で、日報で契約します。

それから、上月の町民グラウンドからもイボキンさんをお願いして、そのままクリーンセンターへ、そういう形で契約しております。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石堂君。石堂議員。

1 番（石堂 基君） 2 回目質問させていただきます。

ほんまはね、座ってしたかったんですけど、立ってせいってご指摘があったんで、従おうと思うんですけども、契約を決めたね、例えば、今、単価が出ましたけれども、その方法ですよ。見積りなんか、入札なんか。それについて、ちょっと確認をしていただきたいんですけど。

議長（山田弘治君） はい、クリーンセンター所長。

クリーンセンター所長（谷口行雄君） 仕様書に基づきます見積り入札でございます。仕様書言うんですか、まあ、これは豊岡市さんに、ちょっと、いろいろと勉強させてもらいまして、豊岡市さんの入札方法を聞きますと、1つの仕様書を作成いたしまして、それを、ごみの処理方法。1番は、ごみのトン数。何トンのごみを、どういう形であるかということで、それによって見積りをもらって決めております。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） 石堂君。

1 番（石堂 基君） 分かりました。

それですね、一番最初に各自治体の方に、結局最終的な処理をお願いするということで、トン当たり1万2,000円という金額、でまあ、2万2,000トンということなんですけれども、発生直後ですね、1週間、10日の内だったと思うんですけども、私、クリーンセンターの方に、クリーンセンターの方じゃなしに、所長の方に、いろんな情報としてお出ししたんですけども、結局、破碎、分別とかふるいとかということまでやらなくても、例えば、これ、神戸のセイフティーアイランドは、ちょっとよう分かんのですけれども、大規模な中間処理の施設であれば、もうほとんど、あの状態で受け取りしてくれて、焼却してしまうんですよ。で、具体的に、僕、その時にお話したのは、町が、汚泥なんか持って行っている、赤穂の住友大阪セメントですよ。あのあたりでも、実際、可燃として、汚泥なんか引き取ってくれるんに、トン、多分、6,000円ぐらいからだろうと思うんですよ。単価的には、汚泥なんかは、8,000円ぐらいかな。トン、出しているのは。

で、このね、これだけの横持ちの費用をかけて、さっき、ちょっと間違えたんですけども、トン5万4,000円と言ったあったけれども、これは、多分、1車当たりだと思うんですよ。ということは、単純に10で割れば5,000、6,000円ですよ。で、プラス、その中間処理としてクリーンセンターに集めたやつを、破碎、ふるいかける。2億何ぼかけて。よっぽど、これ3億ですわな。3億かけて、それで、なお且つ今度、神戸や姫路へ持って行って処理してもらうのに、まだ、トン1万2,000円取られるんですよ。

で、これ、ちょっと計算機がないし、頭悪いんで、単純に、トンあるいは、立米いくらかで処理できよんか分かんのですけれども、単純に、これ全部処理が終わるまでに、ごみ、平均おしなべてトン当たり、これ3万とか4万かかるような、たぶん計算になるん違うかなと思うんですよ。少なからずとも2万円は超えますわ。

となれば、最初お話したように、もう少し丁寧に、集めて、廃棄物を集めて回って、早く町を綺麗にするっていうの、そこまでの段取りは分かりますよ。少し時間を掛けて、その先の処理方法を検討すれば、もっと安くできる方法っていうのは、これあったんじゃないかなというふうに思うんです。

で、確かに、そのごみ処理の関係については、国庫補助が当然ありますし、特別交付税

なんかにも算入されますから、自治体の方の負担は、非常に少ないと思うんですけども、少し何か、ザクッとやり過ぎかなという気がするんです。で、業者にしても、これ、横持ちも、それから中間処理も、もう既に、何か2社だけですよね。で、最終の搬出は、各自自治体の指定の業者ということで、当然まあ、収集運搬の許可証持っている車じゃないと行ったり来たりできませんので、その関係があるのかなと思うんですが、ちょっと、これザクとしたやり方すぎいひんかなというふうな気がするんです。

で、もう一度言いますけども、そういうふうな検討されてるのかどうかということですよ。通常に、中間処理を大規模にする、さっき言った、例えば、赤穂の住友太陽セメントさんとか、姫路にもありますよね。それから、当然、神戸まで行けばあります。もっとでかいのが。そういうとこに、引き取りに来てくれて、あのままの状態ですよ。別に破碎もふるいもかけずに、太陽セメントさんなんか、それで、取ってくれるはずですよ。若干、単価が6,000円より高くなると思うんですよ。その瓦礫の質によって単価が上がってきますからね。向こうで、水分処理したりせないかんのんで。でも、間違ってもね、僕、これ2万円を越すようなことはないと思うんですよ。少し何か、軽々に、この処理方法を、豊岡さんに学んだというふうに言われましたけれども、何で、こんなこと言うかって言うたら、僕、15日、被災後1週間ですよ。で、その15日の日に、既に、相当のボランティアも含めて入って来てます。そこに入って来ておった、ある業者さんですね、この中で、今、説明があった2社の内の方ですよ。いや、盆明けたら、うち仕事に入るようになってんや言うて、今、ボランティアで来させてもろとうけども言うて、そんな早い時期に、こんな処理方法決まるはずないやろうと思うておったんですけども、今日、やっと最終的に業者名まで聞いたら、あっ、その通りだったんやっというふうになってしまって、僕、その当時に、課長にも、聞いたですよ。これ、処理方法なり、宛先決まっておるんですかって言うたら、未だ、決まってない。毎日、町長に相談に行って、毎日、毎日片付けて行きよんやっというておったんやけれども、何か、すっきりしないんですよ。

まあ、それは、いいんですよ。いいんですけども、要は、その、本当に適正な処理、適正な単価っていうのを、ちゃんと検討されたんかどうか。これ、センター長か、町長か。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵造典章君） ごみの処理をですね、どうするかっていうのは、本当に、いろいろと、これ大変だなということで、適正にもやらなきゃいけませんし、当然、大量のごみが出てくるだろうと。

確かに、いろんな業者さんがですね、処理をさせて欲しいというのは来られております。ただ、私も、やはり、いろいろな皆さんが、ボランティアなり、救援に駆けつけていただいてね、どういうふうにやっていただいた、一生懸命やっていただいた所、できれば同じなら、そういう所にですね、やっぱし、委託できるものがあれば、その次の仕事としてもあげたいという、そういう思いは、当然、選択する上ではね、その見積りを取る上ではあります。

で、ただ、それが単価が高くなるとかね、処理費が高くなるんでは困りますから、今、住友セメントとか、そう言われますけれども、汚泥の処理っていうのは、この処理の中には、未だ入っておりません。ごみの方です。そのごみを住友セメントとか、そういう所で処理してくれるということは、それは聞いておりません。ただ、中間処理業者のような形で、神戸の方にですね、もう混合ごみ、そのままを持って帰ってですね、やりますよと。

これは、豊岡でもあったそうなんですけれども、そこでも、非常に時間が掛かったりして、後、問題が起きたということで、トン単価につきましてはですね、そういう、そのままを持って帰って、その処理をするという単価よりか、できるだけ安くできるように考えてやらなきゃいけないということは、センター長も、いろいろと検討をしてくれております。

それと、やはり、ああした町民グラウンドでありますとか、笹ヶ丘にしても、いつまでもああいう部分、生活環境から考えてもですね、置いておけないということで、できるだけ早く、それぞれの処理の所へ持って行って綺麗にしなきゃいけないと。そういうことで、その所で処理するのではなくってですね、やはりクリーンセンターなり長谷の盛土場、そちらの方に持って行ってですね、処理をするようにということで、最終的に、じゃあトンいくらで掛かったかということについては、そういう何もかにも一緒に、もう混合ごみのまま持って帰って、全部一括処理するという業者と比べたら、比べればですね、同じような金額以下にするようにと、いう、なるかどうか、その検討はしながら、やらしておりますので、ご報告をさせていただきます。

議長（山田弘治君） 他に。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） 井上議員。

8番（井上洋文君） 2点ほどお聞きしたいんですが、8ページの負担金補助及び交付金で、住宅災害の復興融資利子補給金ということで、吉井さんが質問されたんですけれども、今回、県としては、新規で、二重ローン対策ということ謳っているんですけれども、この久崎等については、二重ローンで大変だというような話も聞くんですけれども、そういうことは掌握され、また何件ぐらいあるか、ちょっと説明の中になかったもので。

〔災害復興対策室長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、災害復興対策室長。

災害復興対策室長（長尾富夫君） 確かに、その対策は、ございますけれども、現在のところ無利子の生活復興資金については、貸付申し込みございますけれども、この災害復興資金の利子補給については、今現在のところの申し込みはございません。

で、その二重ローンの関係なんですけれども、相談の中で、職員の方からは、そういう相談等、実質的な、その詳しい内容については、未だ聞いておりませんので、被災者の方が、ご検討されている中では、いろいろな制度等も、それぞれ金融機関では、相談されておるのかも分からんのですけれども、こちらの方では、未だ具体的には聞いておりません。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、井上議員。

8番（井上洋文君） もう1件、復旧支援ということでですね、県の方は、これ、ちょっと関係ないんですけれども、景観形成重要建物等復旧支援ということで、助成見込みとい

うことで、平福地区に3件ということが出ておるんですけども、これは、何か申し込みがありましたですか。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 景観形成の関係で、県の方が、そういった制度を、この台風9号に關しまして、制度を新たに創設をしていただいております。現段階では、申し込み等については、ございません。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、井上議員。

8番（井上洋文君） これPRはしていただいておりますね。これは。

議長（山田弘治君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 県の方で説明会等を開催をいただいております。

8番（井上洋文君） はい、了解。

議長（山田弘治君） はい、他に。質疑はないようですから、これにて本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結をいたします。

これより、議案第87号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第87号を、原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって、議案第87号、平成21年度佐用町一般会計補正予算案、第5号の提出については、原案のとおり可決をされました。

---

日程第22. 議案第88号 平成21年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第3号）の提出について

議長（山田弘治君） 続いて、日程第22、議案第88号、平成21年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案、第3号の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） 笹田議員。

5番（笹田鈴香君） ページ数で4ページですが、15節の工事請負費がマイナス2,900万の減になっております。第2号補正で1億5,750万円なんですけど、2,900万というと、大きな額なんで、これの減額の理由を教えてください。

議長（山田弘治君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 2,900万、工事請負費の減額でございますが、内訳で申しますと、先ほど、基本工程で議決いただいた上月処理場、それから雨水ポンプ場、それから久崎浄化センター、そちらの方へ5,400万、委託料の方へ工事請負費が回ります。それで、引きますと、2,500万程の差が、2,900万の減額になりますが、2,500万につきまして、この増額は、マンホールポンプ場14箇所なり福原橋とか下水道管の洗浄とか、雨水ポンプ場、そういう形の洗浄工事等で2,500万増えて、差し引き、減額2,900万という形でございます。

それで、5,400万、委託料に移ります分につきましては、提案説明の中で、町長の方が説明いたしましたけれども、次の議会の方で、基本協定の変更という格好とする予定でございます。以上です。

議長（山田弘治君） よろしい。他に、ありませんか。ないようですから、これで、本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結をいたします。

これより、議案第88号を採決します。この採決は、挙手によって行います。議案第88号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって、議案第88号、平成21年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案、第3号の提出については、原案のとおり可決をされました。

---

#### 日程第23． 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（山田弘治君） 続いて、日程第23は、閉会中の常任委員会所管事務調査についてであります。

お諮りをいたします。閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、別紙、申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よって、そのように決めます。

---

議長（山田弘治君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りをいたします。これをもちまして今期定例会に付議されました案件は、全て終了をいたしましたので、閉会いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よって、第 30 回佐用町議会定例会はこれをもって閉会といたします。

閉会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

8月9日に、台風9号により甚大なる災害が、この佐用町に起きたことは、誠に悲痛であり、亡くなられた方々の、ご冥福を心よりお祈りを申し上げます。

9月定例議会は、災害から1カ月後に開会をいたしまして、災害関係議案が多く提案をされ、審議をされました。執行者におかれましては、今回の災害復旧・復興に向けて、町民の負託にこたえるべく、精神誠意努力していただくとともに、佐用町町民の生活の安全・安心のために、職員一同頑張っていたいただきたくお願いをいたします。

また、議会といたしましても、災害に関する調査特別委員会を設置されましたので、この佐用町のために、災害復旧・復興並びに災害対策・防災計画等に関しまして調査研究に努めていただきますよう、お願いを申し上げます。私のあいさつといたします。

それでは、続いて、町長、あいさつをお願いします。

町長（庵邊典章君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

この9月議会におきましては、災害の発生のためにですね、皆さん方には、いろいろなお疲れの中を、また、時間も短縮をしていただくというようなご配慮もいただき、また、議案につきましてもですね、それぞれ追加議案として、途中から提出させていただくなど、大変ご配慮いただき、ご迷惑もお掛けいたしましたことを、お詫び申し上げます。

それぞれ、ご審議いただきまして、提案させていただいた案件につきましては、認定をいただき、また、可決をいただきまして、ありがとうございます。

災害発生以来もう2カ月近くが経ちまして、未だ、お2人の方が行方不明という、本当に辛い状況の中でありますけれども、被災された皆さん方の住宅、それぞれの生活の再建もですね、これからであります。町といたしましても、1日も早くですね、本格的な復興に取り掛かれるようにですね、精神誠意これから努力をしていかなければならないというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それと、もう1点、私も、町長としての任期は、後1ヵ月という本当に残り少なくなっております。もう、この議会におきましてもですね、私の、この任期の中の議会では、これが最後の議会でありますので、その点についても、一言、お礼のごあいさつをさせていただきますたいと思っております。

まあ、合併後の新佐用町の建設というね、非常に大きな責任を担わせていただきまして

ですね、この4年間、新町の本当に安定、旧町の融和とですね、町の基盤づくりということで、私なりに一生懸命取り組ませていただきました。皆さん方の、本当に、いろいろと温かいご支援やご協力をいただきまして、概ね、新町の基盤も固まってきたというふうに思っておりましたけれども、この度の、この災害、任期の最後になってですね、こういう事態になりましたことを、本当に残念であり、また、町長としての多くの皆さん方に、町民の皆さんにですね、責任を負う町長として、本当に申し訳なく思っております。

こういう、もう災害が発生しましたことを、もう元に戻りませんし、取り返しがつかないことですが、これを一つ一つですね、また、これから町民の皆さんと一丸になってですね、完全な復旧を行い、佐用町の再建をしていくという、これは、職員全力を挙げてですね、取り組まなければならない責任だというふうに思っております。

議員の皆さん方におかれましてはですね、本当に、それぞれ被災された方も、たくさんおられる中でありますけれども、町の完全な復興のためにですね、今後とも、ご尽力、ご活躍を賜りますように、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

本当に、いろいろな面で、ご心配お掛けし、ご迷惑をお掛けいたしましたし、また、ご協力いただきましたことに対しましては、本当に、心から厚くお礼を申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（山田弘治君）                    はい、町長のあいさつは終わりました。  
これで、閉会いたします。ご苦労さんでした。

---

午前 1 1 時 5 9 分 閉会